

## 学校給食物資納入業者登録資格要件確認書

令和 年 月 日

商号又は屋号

代表者氏名 印

所在地 〒

学校給食物資納入業者登録資格は、次の要件を全て満たしている者とする。なお基準日は申請書提出日とする。(□に✓チェック)

- 学校給食の意義・役割を理解し、協力的であること。
- 学校給食の意義を鑑み、物資価格は、新鮮かつ良質なものを市価より低廉の価格で納品できること。
- 食品衛生法又は、都道府県食品製造業等取締り条例で定められている営業許可が必要な業種については、保健所から営業の許可を得ている業者であること。
- 八王子市内に本社、本店、支店を有する者であること。または、多摩地域及び隣接自治体に本社、本店、支店を有する者であること。
- 十分な配送能力を有し、学校指定の場所、時間に原則当日納品ができること。ただし、実績※のない場合、実施計画書等の提出をすること。
- 納入物資の品質や取り扱いについて、十分な知識や経験(注)を有し、納品の品物については、受注者が自ら確認の上納品できること。
- 八王子市が定める別紙「学校給食用物資納入規格」に適合し、以下注意事項にも留意した食品を納品できること。
  - (1)食品衛生法等の食品に関する法律及びその他、関連法規等を遵守していること。
  - (2)不必要な食品添加物が添加された食品を使用しないこと。
  - (3)内容表示、賞味期限の不明確なものは使用しないこと。
  - (4)遺伝子組み換えとわかる食品は避けること。
  - (5)農薬を使用していないか、使用の少ないものを使用すること。
  - (6)牛海綿状脳症(BSE)の感染が疑われるものについては使用しないこと。
  - (7)肉・魚の納品については「学校給食衛生管理基準」の「学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」に準じて、配送・納品ができる体制があること。
- 食品納入業者の衛生管理状況及び従事者の健康状況を把握するため、腸内細菌検査を実施しており、物資の微生物及び理化学検査等に係る報告を求めた場合は、結果を報告すること。
- 貯水槽・井戸水使用の場合は年1回以上水質検査を行い、結果について学校給食課へ報告すること。
- 営業許可を受けている業者は、年1回保健所による衛生監視を受け、指導を受けたことを改善し、その内容を学校給食課へ報告すること。
- 申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと。
- 申請するにあたり、納税・申告の義務を果たしており、これに関する調査に同意できること。

※学校給食の経験、あるいは、病院給食、保育、幼稚園給食等、受注業務および出荷納品の経験を有すること。